



## 市有施設でネーミングライツ 事業を実施してはどうか

三宅和広 議員

ネーミングライツ（命名権）とはスポーツ施設や文化施設などに名前を付ける

権利である。施設の管理者は収入が得られる。また、ネーミングライツを購入する企業にとっては、利用者にPRすることができ、ニュースなどで名称が

取り上げられ宣伝効果が見込まれる。また、社会貢献と捉える企業もある。

本市においても実施可能な施設があると思うが、市の考えを伺いたい。

**山本市長** 利用者がどの施設なのか戸惑ってしまわないか、また、名称が変わ

### ネーミングライツを実施している県内の施設

荘銀タクト鶴岡

NDソフトスタジアム山形

荘内銀行・日新製薬スタジアム山形

きらやかスタジアム

シェルターなんようホール

るたびに看板や印刷物を変更しなければならぬといったデメリットも考えられる。利用者に対しての分かりやすさなどを総合的に勘案すると、現在の名称での運営が望ましいと考える。

## 市有施設等で有料広告を実施しては

市が発行する印刷物に民間企業の広告スペースを設けて料金を徴収したり、多くの市民が利用するスポーツセンター・野球場などの市有施設に有料広告を出す取り組みを多くの自治体で実施している。

本市においても実施が可能なものがあると思うが、市の考えを伺いたい。

**山本市長** 財政的な市の負担軽減が図られると同時に、協賛企業の宣伝効果が得られることから、今後、事業者から新たな提案があった場合に、導入が可能なものについては積極的に取り組んでいきたい。

**遠藤総務部長** 野球場フェンスの広告掲載についてはさまざまな方法が考えられるので、調査研究していきたい。